

## 第2 都市基盤の整備に関するまちづくり計画

### 1. 地区別市街地整備の推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「都市基盤の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、次のことを基本に主要幹線道路及び地域幹線道路の整備を推進します。【※道路整備計画図(P21)参照】

矢川上土地区画整理事業が都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、あらためて土地区画整理事業の見直しや地区計画等の制度活用など、基盤整備の方向性を検討します。

#### 【富士見台四丁目地区】

矢川上土地区画整理事業として都市計画決定されていますが、事業が進展していないため、基盤整備の方向性を検討し、基盤整備の計画づくりを推進します。

#### 【崖線北側地区】

谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおける土地利用の方針として地域拠点として位置付けられていることから、谷保駅南地域及び矢川駅南地域については土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤の整備、赤道の付替交換による基盤整備の検討を進めます。

また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の進捗も踏まえ、今後東京都の踏切対策基本方針に基づき、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者間の連携を図り、実現に向けた条件整備に取り組むこととします。

#### 【崖線南側地区】

崖線南側地区は、基盤整備が未だ多く残されていることから、田園風景と調和した、土地区画の整備を進めます。なお、特に市民アンケートにおきまして、水であったことから、自然環境と調和した整備を進めます。

谷保駅及び矢川駅の周辺は、都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置付けられていることから、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を検討するとともに、谷保駅南地域では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の整備など、矢川駅南地域ではJR南武線と道路との立体交差化等に伴う安全で快適な歩行・交通環境の整備を進めます。また、JR南武線の踏切対策については、南武線連続立体交差化事業の促進を図り、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して鉄道と道路との立体交差化等に取り組みます。

### 2. 主要幹線道路・地域幹線道路

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「都市基盤の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、次のことを基本に主要幹線道路及び地域幹線道路の整備を推進します。【※道路整備計画図(P21)参照】

#### 主要幹線道路

都市間交通の円滑化、防災機能の向上や産業活動を支える主要幹線道路については、地域の環境や景観、安全性の確保に配慮し、都市計画マスタープランに定められた都市活動を支える以下の二つの路線を施行主体である東京都と連携を図りながら進めることを基本とします。

- ① 都市計画道路3・3・2号線：計画幅員28～48.9m（東京都事業中）
- ② 都市計画道路3・3・15号線：計画幅員25～33.7m

（矢川上土地区画整理区域内は国立市施行、それ以外は東京都施行）

## 地域幹線道路

主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。

### 【都市計画道路】

- ① 都市計画道路 3・4・1号線
- ② 都市計画道路 3・4・3号線
- ③ 都市計画道路 3・4・4号線
- ④ 都市計画道路 3・4・5号線
- ⑤ 都市計画道路 3・4・1号線
- ⑥ 都市計画道路 3・4・1号線
- ⑦ 都市計画道路 3・4・10号線：計画幅員 10m（完成）
- ⑧ 都市計画道路 3・5・9号線：計画幅員 12m

主要幹線道路を結び円滑な交通を処理するとともに、南部地域の骨格となる地域幹線道路については、地域の環境や景観、歩行者・自転車通行の安全性確保に配慮し、交通不便地域解消等の交通対策や市民生活の利便性向上を視野に財政状況等も勘案して計画的・継続的に道路整備を進めることを基本とします。  
なお、都市計画道路 3・4・1号線（甲州街道）については、片側一車線化による歩道拡幅を目指します。

※「完成」は、南部地域における状況を示します。また、都市計画道路 3・4・1号線（甲州街道）は、計画幅員を満たしていませんが、片側一車線化による歩行環境の整備を推進しているため、「概ね完成」としています。

### 【既存道路等】

- ① 谷保駅西側の南北方向の都道 146号
- ② 矢川駅東側の南北方向の市道南第15号線及び同南第26号線（石田街道）
- ③ 谷保駅南口及び矢川駅南口における駅前広場へのアプローチ道路（構想路線）

## 3. 都市計画公園整備の推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「都市基盤の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、都市生活に潤いと安らぎをもたらすとともに、防災機能や安全性向上につながる緑の創出については、緑の基本計画における総合的な緑のまちづくり計画に示される取り組むべき計画に基づき、次のことを基本に都市計画公園の整備を推進します。【※緑の整備計画図（P23）参照】

### 都市計画公園

スポーツ・レクリエーション活動の場、高齢者の健康づくりの場、自然環境とのふれあいの場として、地域における都市緑化の拠点となる都市計画公園の整備については、緑の基本計画を踏まえ、緑の創出及び向上を視野に土地区画整理事業等と連携した整備を推進します。

#### 【主な都市計画公園】

- ① 城山公園
- ② 矢川上公園
- ③ その他の街区公園（土地区画整理事業地内）

### 第3 良好な住環境の整備に関するまちづくり計画

#### 1. 生活幹線道路・区画道路整備の推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「良好な住環境の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、防災機能の向上や生活環境の改善を目的に、市民生活を支える道路について段階的な配置を行うとともに、次のことを基本に生活幹線道路及び区画道路の整備を推進します。

【※道路整備計画図（P21）参照】

##### 生活幹線道路

地域幹線道路を結び交通を円滑に処理するとともに、地区の骨格となる生活幹線道路は、隅切りや幅員の整備など地域特性に整合した既存道路の改修・改善を行うものとし、拡幅整備する既存道路の計画幅員は8m以上とすることを基本とします。

##### 区画道路

居住地区内の日常生活に密着した区画道路の整備は、生活の利便性向上、歩行者や自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化、公共交通ルート拡充を目的に、主要な区画道路の計画幅員を概ね8m以上とし、その他の区画道路の幅員を4m以上とすることを基本に、あい道路を解消します。

公共施設や地域の拠点等を結ぶ道路においては、歩道の拡幅など安心・安全な歩行環境の整備を推進します。また、JR南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。

#### 2. 安心・安全な歩行環境の整備

公共施設や地域の拠点等を結ぶ、安心で安全な歩行導線として位置付けた道路の歩行空間の整備を推進します。【※道路整備計画図（P21）参照】

##### 主な歩行軸

- (1) 矢川駅から多摩川（石田街道）
- (2) 都市計画道路3・4・14号線から谷保緑地

#### 3. 生活に潤いのある緑の保全・育成等の推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「良好な住環境の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、市民生活に潤いのある緑地空間等の保全については、『国立市緑の基本計画』に基づき、次のことを基本に緑の保全・育成を推進します。【※緑の保全・育成計画図（P23）参照】

##### 緑の保全と育成

緑の緑地空間として現在残されている樹林地や水辺、農地は自然環境に配慮した緑地と位置付けることを基本に、谷保の原風景保全基金等を活用し、保全・育成に努めます。

緑の緑地空間として現在残されている樹林地や水辺、農地は自然環境に配慮した緑地と位置付けることを基本に、保全・育成に努めます。

#### 【主な緑の保全と育成計画】

- ① 矢川の保全
- ② 湧水・水路の保全
- ③ 農地の保全

#### 緑の復元と再生

緑のネットワークとして重要な崖線樹林の安全性や景観の確保や甲州街道沿道の屋敷林と農地が一体となった風景は次世代に引き継ぐことを基本に、維持・再生に努めます。

#### 【主な緑の復元と再生計画】

- ① 青柳崖線樹林地の危険箇所の改善と再生
- ② 甲州街道沿道の屋敷林の維持と再生

### 4. 交通体系整備の推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「良好な住環境の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、交通不便地域の解消に向けた課題を受け、次のことを基本に交通体系の整備を推進します。

#### 交通体系の整備

交通の確保については、最寄りの鉄道駅から半径600mを超える地域を鉄道利用不便地域、バス停から半径200mを超える地域をバス利用不便地域と位置付けて、これら不便地域の解消を図るために、交通体系の整備を推進します。また、交通体系の整備には、道路の拡幅整備も関連することから、公共交通の通行環境整備を進めることにより、交通体系整備を補完します。

#### 【主な交通体系整備】民間バス路線の誘導・拡充

- ① コミュニティバスの運行改善
- ② 民間バス路線の誘導

### 5. 魅力あるまちづくりの推進

第2章で掲げた南部地域の将来像の実現に向けた主な施策のうち「良好な住環境の整備」を進めるために、『国立市南部地域開発整備基本計画』の評価による課題等を精査し、次のことを基本に南部地域における魅力あるまちづくりを推進します。

#### 歴史・文化環境の整備と保全

市内の指定・登録文化財や市所有の文化財は、地域の貴重な資源であるとともに、市民の安らぎの場であることから、所有者との協調・連携を図りながら、整備・保全に努めます。

## 地域のコミュニティづくり

地域のコミュニティ施設は、地域活動の拠点となる施設として位置付け、バリアフリー化や情報機能の充実を図ることにより、よりよいコミュニティづくりの環境整備に努めます。同時に、民間施設等を活用した地域コミュニティ施設の確保を検討します。

## 地域特性に配慮した環境整備

住宅地と工業地の分離に関する課題を受け、街並み保全のための地区計画指定の実績を踏まえ、地区計画や建築協定の制度を活用することを基本とし、それぞれの地域特性にふさわしい良好な環境の整備・保全に努めます。

## 生産緑地の保全と追加指定

貴重な農業生産空間として、安心して営農できるよう周辺環境に配慮することを基本に、生産緑地の保全と追加指定の働きかけに努めます。また、営農しやすい環境づくりや市民農園・農業支援制度等の活用を検討することで、将来に引き継ぐ緑地保全を図ります。

## 町名地番の平成2(1990)年

平成2年3月の国立市町名整理審議会からの答申により策定した『国立市町界町名整理に関する基本方針』に基づき町名地番整理の実施を推進します。

なお、米池については、地区説明会での意向等を考慮し、平成26(2014)年町名整理審議会からの答申書内に審議会の中で谷保地域を多く残していきたいという強い発言があったことが付記されていることから、平成26年4月に米池一丁目から三丁目をそれぞれ谷保五丁目から七丁目に変更し、谷保二丁目と四丁目は、それぞれ四丁目と二丁目に変更しました。

町名地番整理の実施計画については、土地区画整理事業等の基盤整備に合わせ順次実施することを基本とし、基盤整備が将来にわたって困難と思われる地域については、別途年次計画を策定し実施します。【※町名案(P25)参照】